

秦野市移住ポータルサイト構築
及び運営委託業務に係る
プロポーザル実施要領

令和8年6月

秦野市都市部交通住宅課

余 白

1 案件名

令和８年度秦野市移住ポータルサイト構築及び運営委託業務に係るプロポーザル

2 目的

秦野市（以下「当市」という。）移住ポータルサイトの構築にあたり、移住検討者が必要な情報に迷わずアクセスできる分かりやすい情報設計とするとともに、視認性やデザイン性にも配慮し、本サイトを訪れることで当市の新たな魅力や暮らし方に触れ、発見や興味が広がるサイトとすることを目的とする。

本要領は、当市の魅力を分かりやすく伝え、「このまちで暮らしてみたい」と感じられるサイト構築において、当市に最も適した提案を行った事業者及び、地域に根ざした活動実績や視点を有する事業者を選定するための公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施に関し、必要事項を定める。

3 業務内容

別添「秦野市移住ポータルサイト構築及び運営委託業務に係る要件定義書」のとおり

4 業務期間

契約締結日の翌日から令和９年（２０２７年）３月３１日まで
（サイト公開予定：令和８年１２月）

5 提案上限額

３，４８０，０００円（消費税及び地方消費税を除く）

※この金額は契約予定額を示すものではない。

※提案見積額は、この金額を超えてはならない。

6 選定方法

公募型プロポーザル方式

7 参加資格

提案書を提出できる者の資格（以下「提案資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (2) 破産の申立てがされていないこと。
- (3) 国税及び地方税に滞納がないこと。（法人及びその代表者（委任関係があるときはその受任者））
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しないこと。また、次に掲げるものが、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、又は暴力団若しくはそれらと密接な関係を有する者。

イ 秦野市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）に基づく入札への排除措置を受けている者。

- (6) 個人情報の取扱いに関する要件

本業務においては、インタビュー記事作成等に伴い個人情報（氏名、居住地域等）を取り扱う可能性があるため、参加者は以下の要件を満たすこと。

ア 個人情報保護体制

次の事項について、社内規程又はこれに準ずる文書を整備していること。

- (ア) 個人情報の取扱いに関する基本方針
- (イ) 個人情報の管理責任者の設置
- (ウ) 個人情報の取得、利用、保管及び廃棄に関する手順
- (エ) 漏えい等の事故発生時の対応手順

イ 認証の取得状況（任意）

プライバシーマーク又は ISMS 認証の取得の有無は問わないが、取得している場合はその旨を証する書類を提出すること。

なお、当該認証の取得状況は評価の対象とする。

ウ 未取得事業者の要件

前号の認証を取得していない場合は、上記個人情報保護体制の内容に

加え、以下の内容について提案書に具体的に記載すること。

- (ア) 個人情報の管理方法（アクセス制御、保存方法等）
- (イ) 再委託の有無及び管理方法
- (ウ) 従業員に対する教育・研修の実施状況
- (エ) 情報セキュリティ対策（不正アクセス防止、ウイルス対策等）

エ 誓約事項

参加者は、本業務において取り扱う個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）及び関係法令を遵守し、適切な安全管理措置を講ずることを誓約すること。

オ その他

発注者は、必要に応じて個人情報の取扱いに関する体制についてヒアリング又は追加資料の提出を求めることができる。

8 スケジュール

No	内容	日程
1	公募開始	令和8年6月10日（水）
2	質問受付期限	令和8年6月15日（月）午後5時まで
3	質問回答期限	令和8年6月17日（水）
4	参加申込書等の提出期限	令和8年6月19日（金）午後5時まで
5	参加資格結果通知の発送	令和8年6月23日（火）
6	企画提案書等の提出期限	令和8年6月30日（火）午後5時まで
7	1次審査結果通知の発送	令和8年7月2日（木）
8	2次審査プレゼンテーション	令和8年7月8日（水）予定
9	最終審査結果通知の発送 交渉権者決定	令和8年7月15日（水）
10	契約交渉期間	令和8年7月中旬から下旬
11	契約締結	令和8年7月下旬
12	業務開始	令和8年7月下旬

※上記日程は、当市の都合により変更する場合があります。

9 各種資料

本プロポーザルに係る資料等は次のとおりとし、指定様式は公開しているホームページ上からダウンロードすること。

(1) プロポーザル実施要領

ア 秦野市移住ポータルサイト構築及び運営委託業務に係るプロポーザル実施要領（本書）

イ 参加申出に係る誓約事項（実施要領別添１）

(2) 要件定義書

秦野市移住ポータルサイト構築及び運営委託業務に係る要件定義書

(3) 各種様式

ア プロポーザル参加申出書（様式第１号）

イ 企画提案書提出届（様式第２号）

ウ プロポーザル質問書（様式第３号）

エ 参加辞退届（様式第４号）

10 参加申込

(1) 提出書類

本プロポーザルに係る提出書類等は次のとおりとする。

No	提出書類	部数
1	プロポーザル参加申出書（様式第１号）	1部
2	会社概要（任意様式） ※会社パンフレット等の添付可	1部
3	法人登記（写し） ※3か月以内に発行されたもの	1部

(2) 提出期限

令和8年（2026年）6月19日（金）午後5時必着

(3) 提出場所

秦野市都市部交通住宅課（秦野市役所西庁舎2階）

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

(4) 提出方法

郵送又は持参（いずれも提出期限内必着）

ア 郵送の場合

配達や受取日時が証明できる方法による。なお、提出書類不備のほか、不達及び遅配を原因とし、参加申出者に不利益や損害が生じても、当市はその責を負わない。

イ 持参の場合

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時までに持参。

(5) 結果通知

参加申出者の確認結果については、参加申出を行った全ての事業者に対してメール又は書面で通知する。

II 質問および回答について

(1) 提出方法

秦野市移住ポータルサイト構築及び運営委託業務に係るプロポーザル質問書（様式第3号）を電子メールにて送付すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

電子メールの件名は次のとおりとすること。

【件名：秦野市移住ポータルサイトプロポーザル（質問事業者名）】

※電子メールの到達を電話で確認すること。

(2) 受付期限

令和8年（2026年）6月10日（水）から令和8年（2026年）6月15日（月）午後5時まで

到達確認の電話確認は、土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 送付先及び到達確認先電話番号

秦野市都市部交通住宅課 住宅政策・移住相談担当

電子メールアドレス：koutsu@city.hadano.kanagawa.jp

電話番号：0463-82-9642（直通）

(4) 回答

令和8年（2026年）6月17日（水）までに質問者名を伏せ、当市ホームページ上で回答する。

12 企画提案書類

(1) 提出書類及び部数

No	提出書類	部数
1	企画提案書提出届（様式第2号）	1部
2	企画提案書（任意様式） ・下記作成要領に従って作成すること。 ・原則としてA4版横の両面使用とし、25枚以内で作成すること。なお、表紙及び目次は枚数に含めない。 ・ファイル等に編冊のうえ、提出すること。 ・副本には事業者名は記載しないこと。	各正本1部 副本5部
3	実績調書（任意様式）※過去5年間を対象とする（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで） 「地域貢献活動（地域活性化、地域課題解決に資する取組、自治体との連携事業等）」に関する実績や、「ポータルサイト等の制作に関する実績」	1部
4	提案見積書（任意様式） ・見積書の宛先は「秦野市長」、業務名は「秦野市 移住ポータルサイト構築及び運営業務」とし、参加事業者の所在、商号又は名称、代表者職氏名を記載すること。	1部
5	提案見積内訳書（任意様式） ・当該業務に必要な全ての経費を含め、その積算内訳を記載すること。	1部

(2) 企画提案書作成要領

次の7項目をすべて記載すること。

No	記載項目	内容
1	本業務の受託に関する考え方	・本業務の目的を踏まえた受託に関する基本的考え方
2	具体的な取組方針	・コンセプト ・作業項目 ・業務遂行の流れと実施体制 ・本業務に配置予定の技術者の業務

		実施能力及び業務実施経験 ・ スケジュール
3	ポータルサイトデザイン及び構成・導線設計	・ スマートフォン表示及びブラウザ表示のトップページデザインラフ案（複数案可。デザインコンセプトや工夫した点、特徴等） ・ UI/UX において工夫した点や特徴 ・ 検索エンジン最適化（SEO）において工夫した点や構造 ※実際のデザイン等は契約後設計する。提案されたデザインそのものを採用するものではないことに留意すること。
4	サイト公開後の運用提案	・ データ分析機能 ・ コンテンツ更新支援 ・ 改善提案等
5	ポータルサイトの運用及び保守管理	・ 使用するサーバの機器構成について ・ セキュリティ対策 ・ 導入する CMS とその機能（運用のしやすさ等）
6	運用及び保守管理について	・ 1 年間のサーバ管理費用 ・ 1 年間のドメイン管理費用 ・ 1 年間の運用保守管理（軽微なシステム改修を含む。）ただし、上限額の制約により、提案が困難な場合は含まない。
7	その他	上記の他、特筆事項、付加価値提案などがあれば記載すること。

(3) 提出期限

令和 8 年（2026 年）6 月 30 日（火）午後 5 時必着

(4) 提出場所

秦野市都市部交通住宅課（秦野市役所西庁舎２階）

〒２５７－８５０１ 秦野市桜町一丁目３番２号

(5) 提出方法

郵送又は持参（いずれも提出期限内必着）

ア 郵送の場合

配達や受取日時が証明できる方法による。なお、提出書類不備のほか、不達及び遅配を原因とし、参加申出者に不利益や損害が生じても、当市はその責を負わない。

イ 持参の場合

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く午前８時３０分から午後５時までに持参。

(6) その他

企画提案書等の提出は、１者につき１提案までとする。

(7) 結果通知

結果については、令和８年（２０２６年）７月２日（木）に企画提案書類の提出を行った全ての事業者に対してメール又は書面で通知する。

13 プレゼンテーション

企画提案書の内容及びプレゼンテーションの内容について、庁内関係者で構成する選定委員会において、審査基準により評価を行う。

(1) 実施日（予定）

令和８年（２０２６年）７月８日（水）

(2) 実施時間及び場所

後日企画提案書提出者へ通知する。

(3) プレゼンテーション実施要領

ア プレゼンテーション２０分、質疑応答１０分、準備片付け１０分を目安とし、合計４０分以内とする。

イ 説明会場に入室できる人数は、４名までとする。

ウ 本案件を受注した場合に担当するプロジェクトリーダー又はシステム構築責任者が説明を行うこと。ただし、質疑応答に関しては、その限りではない。

エ プレゼンテーションは企画提案書提出者名を伏して行うため、入室者

は社章、名札等は身に着けないこと。また、発言者は自社名等を発しないように注意すること。

オ 説明は、企画提案書に基づいて項目順に行うこと。企画提案書を抜粋したパワーポイント等のスクリーン投影、拡大用紙又はパネルを利用することは認めるが、追加資料の配付は認めない。また、説明の過程でテスト機等によるシステムのデモンストレーションも可とする。

カ スクリーン及び電源タップ、プロジェクターは当市が用意する。パソコン及びその他必要な機器等は企画提案書提出者が用意すること。

14 評価方法

(1) 庁内関係者で構成する選定委員会において、交渉権者を選定する。ただし、2次審査に進むことができる者は、1次審査の実績調書等の評価による上位2位までの者とする。

(2) 評価項目及び配点

評価項目及び配点は、次のとおりである。合計点の最上位者を優先交渉権者とし、次の順位の者を次点交渉権者とする。

審査の結果、合計得点が同じ場合は、市内での活動実績及び諸団体との連携体制の評価点が高い者に決定する。

最低基準点は満点（230点）の6割とし、評価点が138点未満は選外とする。

参加申出を行った事業者が1者であっても各審査を実施する。

なお、評価点が最低基準点に満たない場合には交渉権者の選定は行わない。

評価項目		評価主体	配点
実績及び理解度	実績調書等	事務局	100点
提案内容	企画提案書等	審査会	120点
価格点	提案見積額	(自動計算)	10点
合計			230点

(3) 評価基準

審査基準の「評価の視点」に基づき、それぞれ5段階で評価し、委員の点数を合計したものを平均化する。

A（優）	B	C（基準）	D	E（劣）
配点×1.0	配点×0.8	配点×0.6	配点×0.4	配点×0.2

（４）実績及び理解度審査基準

本市内における活動や理解度に基づき、次のとおり評価する。

区分	審査項目	評価視点	配点
地域 密着 度と ネッ トワ ーク	市内での活動実績及び諸団体との連携体制	・本市の地域コミュニティや商工、農林水産業、及びNPO法人との具体的な活動実績や協力関係があるか。 ・本市における地域資源（ひと・もの・こと）の発掘及び活動の実績があるか。 ・ポータルサイトの情報発信にあたり地元と密着した取材体制を即座に構築できるか。	40
現状 分析	本市の実情及び課題への理解度	・本市の人口動態や移住促進施策を把握し分析できているか。 ・移住や二拠点居住を検討している人が抱えている不安や直面する課題を具体的に捉え、解決に向けた提案がされているか。	30
企画 発信 力	コンテンツの継続性と展開力	・ポータルサイト運用後に地域を巻き込んだ継続的な情報収集及び発信を継続していくアイデアがあるか。	30
合計			100

（５）提案内容審査基準

区分	審査項目	評価視点	配点
提案 内容	本事業への理解	・業務目的について十分に理解しているか。	10
	サイト構成	・ユーザーにとって分かりやすい情報設計となっており、当市の新たな魅力や暮らし方に触れ、発見や興味が広がるサイトとなっているか。	40

	コンテンツ提案	・移住検討者にとって有益な内容となっているか。	10
	デザイン性	・当市の魅力が伝わるビジュアル表現となっているか。	20
業務 遂行 能力	実施スケジュール	・作業スケジュールに無理が無く実現性が高いか。	10
	実施体制	・本業務を円滑かつ安定的に遂行できる体制がとれているか。 ・本業務に配置予定の技術者が十分な業務実施能力及び業務実施経験を有しているか。 ・機密の保持、セキュリティ対策が講じられているか。 ・個人情報保護方針等が適切に定められているか。 ・トラブル発生時の連絡体制及び対処方法等が定められているか。 ・運用や保守のサポート体制が適切に構築されているか。 ・当市と受注者の役割分担が明確になっており、また妥当であるか。	30
合計			120

(6) 価格点について

提案見積書は、次の算定式により評価する。

$$\text{【価格評価点} = 10 \times (1 - \text{見積額} \div \text{上限額}) \text{】}$$

15 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和8年（2026年）7月15日（水）に企画提案書提出者全員にメール又は文書で通知する。

なお、審査結果は評価の公正性、透明性等を示すため、交渉権者以外の参

加事業者名を伏せて市ホームページ上で公表する。

16 参加辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届（様式第4号）を「21 問い合わせ先」に持参すること。

17 企画提案参加資格の取消し

次のいずれかの事由に該当した場合は、企画提案参加資格を取消し、提出された企画提案書等は無効とする。

- (1) 参加申出以降に、本実施要領による参加資格を満たさないこととなった場合。
- (2) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない、又は記載内容が虚偽であった場合。
- (3) 本実施要領に定める以外の方法で、本プロポーザル期間中に審査会委員若しくは関係職員に本案件に関する援助を求める等の接触を行った場合。
- (4) 上記各号に該当するほか、本プロポーザルの中で著しく信義に反するものと審査会が認めた場合。

18 契約交渉及び見積書の提出

交渉権者と当市とで契約に向けた仕様書の最終調整及び協議を行う。交渉権者は、確定した仕様書に基づき、契約に必要な見積書を提出する。

なお、交渉権者が当市と契約の合意に至らなかった場合は、次点の事業者と契約に向けた調整を行うものとする。

19 契約締結

前項で提出された見積書について交渉権者と合意した後、契約を締結する。

20 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するために要する一切の経費は、提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (2) 企画提案書等提出後の書類の差し替え、追加は認めない。

- (3) 審査結果に対する異議申立ては、これを認めない。
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、当該提案を無効とする。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、秦野市情報公開条例(平成17年10月4日条例第14号)に基づき提案書を非公開とする。
- (6) 交渉権者として選定された後に、提案内容を適切に反映した契約用の仕様書の作成のために、ヒアリングを実施する場合がある。
- (7) 参加申出以降に辞退する場合は、参加辞退届(様式4)を提出すること。
なお、辞退により今後の不利益な取り扱いを受けることはない。

21 問い合わせ先

秦野市都市部交通住宅課 住宅政策・移住相談担当

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市役所西庁舎2階

電子メールアドレス：koutsu@city.hadano.kanagawa.jp

電話番号：0463-82-9642（直通）